

後期高齢者医療に係る医療費通知を送付します

島根県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ医療費通知をお送りいたします。

通知対象者	通知対象診療月	通知書発送時期
全被保険者 (通知不要の申出があった者を除く)	令和 5 年 11 月～ 令和 6 年 10 月診療分	1 月中旬～下旬
希望する被保険者	令和 6 年 11 ～ 12 月診療分	2 月下旬以降

確定申告の医療費控除
の手続きに使用すること
ができます。



■令和 6 年 11 月～ 12 月診療分の医療費や医療費通知に記載されていない医療費がある場合

ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

■令和 6 年 11 月～ 12 月診療分の医療費通知を希望される方

下記お問い合わせ先までご連絡ください。令和 7 年 2 月下旬以降順次送付いたします。

■療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）について

療養費通知を確定申告に使用される場合は、令和 6 年 5 月（令和 5 年 10 月～令和 6 年 1 月施術分）、9 月（令和 6 年 2 月～ 5 月施術分）送付分と令和 7 年 1 月（令和 6 年 6 月～ 9 月施術分）送付予定分をあわせて使用してください。なお、令和 6 年 10 月～ 12 月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。

※国民健康保険の方の医療費通知は、2 月中旬に送付予定です。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 保険年金係（電話：08514 - 6 - 0103）

障がい者福祉フォーラム

障がいのある方と共にはたらく地域を目指して in 島前

参加
無料

日 時 令和 7 年 2 月 13 日（木）

11:10 ～ 12:10 受付 10:40

13 日にフェリーが欠航の場合は 2 月 14 日に開催致します。
13、14 日両日とも欠航の場合は中止と致します。

会 場 ホテル Entô 2階 会議室

お申込み方法

二次元バーコードまたは電話でお申込みください。

申込締切 令和 7 年 1 月 31 日（金）

お申込み先・お問い合わせ先

隠岐養護学校 進路指導部 奥谷 雅也

☎ 08512 - 2 - 3593

1. 障がい者雇用における制度説明

講師：ハローワーク隠岐の島 大槻 裕哉 氏

2. 就労体験発表

発表者：特別養護老人ホーム諏訪苑 勤務

若松 寿貴 さん

養護老人ホームみゆき荘 勤務

佐倉 さとみ さん

3. 障がい者雇用の実際

演題「小さな会社が最初のひとりを雇うには」

講師：有限会社隠岐車輛 常務取締役

勝部 壮 氏

共催：隠岐養護学校・ハローワーク隠岐の島・隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽

後援：隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村・西ノ島町商工会・隠岐國商工会



お申込みは
こちら

令和7年4月以降に着手するものから適用

住宅などを建てる際の手続きが変わります！

その
12階以上または延べ面積200㎡超の建物を建築する際は
全ての地域で建築確認申請が必要となります

令和7年3月31日まで

木造
平屋建て等木造
2階建て

令和7年4月1日以後に工事着手するもの

木造平屋建て
(延べ面積200㎡以下)木造平屋建て
(延べ面積200㎡超)木造
2階建て都市計画
区域内

必要

必要

必要

西ノ島町全域
都市計画
区域外

不要

不要※

必要

※「不要」の場合でも、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に建物がかかる際は建築確認申請が必要となることがあります。
 ※大規模なリフォームも建築確認申請が必要となることがあります。

その
2全ての建築物に省エネ基準適合が義務付けられます

- 令和7年4月以降、原則全ての建築物の新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。（修繕・模様替えといったいわゆる改修・リフォームは対象外）
- 増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。

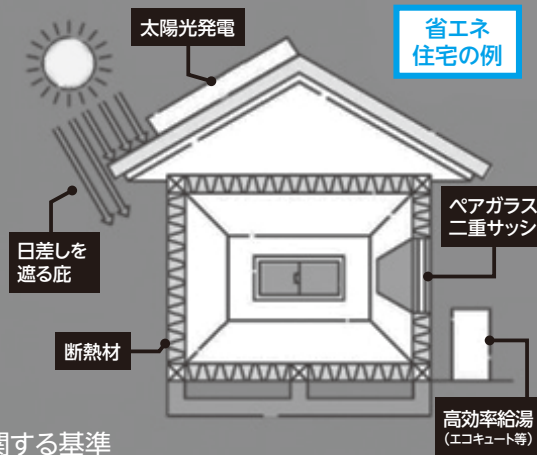
住宅の省エネ基準は、次の二つがあります。

①外皮基準

屋根・外壁・窓などの断熱の性能に関する基準

②一次エネルギー消費量基準

暖冷房、換気、給湯、照明など住宅で使うエネルギー消費量に関する基準



建物の新築・増改築を行う際は、まずは建築士などの専門家へご相談ください！

その他、改正情報はこちらで検索！

島根県 改正建築基準法

Q 検索



〈 お問い合わせ先 〉

隠岐支庁県土整備局 建築部建築課 ☎ 08512 - 2 - 9728